

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都目黒区洗足二丁目17番21号

氏名 ジェイ・エー・ビー協同組合

代表理事 藤田 貴之

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 平成25年10月31日

許可の有効期限 平成30年10月30日

1. 事業の範囲

区 分	産業廃棄物の種類
	裏面のとおり

2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
.			
.			
.			

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無

6. 備考

平成28年10月11日 代表者変更により書換

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
<p>中間処理 (破砕) この欄以下余白</p>	<p>廃プラスチック類 紙くず 繊維くず (これらのうち自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (選別) この欄以下余白</p>	<p>廃プラスチック類 金属くず (これらのうち自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (圧縮・梱包) この欄以下余白</p>	<p>廃プラスチック類 紙くず 繊維くず ゴムくず (これらのうち自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>最終処分 (埋立) 以下余白</p>	<p>廃プラスチック類 ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず がれき類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白</p>